

第一百五十九回 參議院内閣委員会会

(第一部分)

(一四四)

# 参議院内閣委員会議録第十一号

平成十六年五月十三日(木曜日)  
午前十時開会



この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五二号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 東京都町田市常盤町三、三四七〇  
一五 伊藤礼子 外千四百五十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五三号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原東五ノ六〇一〇  
ノ二ノ一〇二 大野暁子 外千四百五十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五四号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 兵庫県川西市下加茂一ノ三一〇六  
入江千春 外千四百五十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五五号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 愛媛県喜多郡五十崎町大字平岡甲  
四百五十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九五六号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 東京都目黒区五本木三ノ一三ノ二  
三 末永勝彦 外千四百五十九名

請願

請願者 東京都目黒区五本木三ノ一三ノ二  
三 末永勝彦 外千四百五十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 岩手県釜石市嬉石町一ノ六ノ九  
佐藤修 外千四百五十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 兵庫県西宮市上田中町一二二ノ二二  
小関清美 外千四百五十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 岡山市東古松南町九ノ八ノ三〇七  
大場深雪 外千四百五十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 高知県安芸郡芸西村和食甲二九  
光平真知子 外千四百五十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 京都市伏見区景勝町七三ノ八  
田忠浩 外千四百五十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 川崎市宮前区野川三、〇四一ノ一  
三 北村啓子 外千四百五十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 田忠浩 外千四百五十九名

紹介議員 田忠浩 外千四百五十九名

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 一 岡村佳代子 外千四百五十九  
名 畑野 君枝君

紹介議員 一 岡村佳代子 外千四百五十九  
名 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 埼玉県戸田市千代田四ノ七ノ七〇  
四〇三 秋山正子 外五百四十五  
名 春子君

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 福岡県三潴郡三潴町大字玉満二、  
三八六ノ一 古賀信一 外五百八  
名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第一九六一号 平成十六年四月十九日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 岩手県釜石市嬉石町一ノ六ノ九  
佐藤修 外千四百五十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 島根県江津市敬川町九五九ノ一  
飯田文子 外千四百五十九名

紹介議員 大阪府豊中市利倉東一ノ五ノ一五  
西村福藏 外千四百五十九名

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 山口県防府市大字西浦二、七八六  
ノ一 田村正信 外千四百五十九  
名 吉典君

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 大阪府豊中市利倉東一ノ五ノ一五  
西村福藏 外千四百五十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 田忠浩 外千四百五十九名

紹介議員 田忠浩 外千四百五十九名

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 埼玉県戸田市千代田四ノ七ノ七〇  
四〇三 秋山正子 外五百四十五  
名 春子君

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 新靖国神社法の制定反対に関する請願

新靖国神社法の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県戸田市千代田四ノ七ノ七〇  
四〇三 秋山正子 外五百四十五  
名 春子君

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

請願者 福岡県三潴郡三潴町大字玉満二、  
三八六ノ一 古賀信一 外五百八  
名

紹介議員 八田ひろ子君





た者を含む)の割合が二分の一を超えていたことをこと。

八 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、警備業者の役員又は職員(過去三年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む)であること。

九 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号  
二 第二十三条第三項の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習会を行う事務所の所在地  
(登録の更新)

第二十七条 第二十三条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受ければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習会の実施に係る義務)

第二十八条 登録講習機関は、公正に、かつ、第安委員会規則で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十九条 登録講習機関は、第二十六条第二項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(業務規程)  
第三十条 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程(次項において「業務規程」という)を定め、講習会の業務の開始前に、国家公安委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に関する料金その他の国家公安委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

九 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

十 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

十一 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

十二 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

十三 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

十四 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

十五 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

十六 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

十七 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

十八 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

十九 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十一 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十二 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十三 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十四 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十五 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十六 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十七 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十八 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

二十九 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

三十 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、(業務の休廃止)

(適合命令)

第三十三条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十四条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行なうべきこと又は講習会の実施の方針その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十五条 国家公安委員会は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものと命じたとき。

二 第二十九条から第三十二条まで、第三十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 第二十九条の規定による届出があつたとき。

四 第三十五条の規定により第二十三条第三項の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

五 不正の手段により第二十三条第三項の登録を受けたとき。

六 第二十五条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

七 第二十九条から第三十二条まで、第三十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

八 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

九 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十一 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十二 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十三 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十四 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十五 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十六 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十七 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十八 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十九 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十一 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十二 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十三 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十四 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十五 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

第三十八条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十九条 国家公安委員会は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十三条第三項の登録をしたとき。

二 第二十九条の規定による届出があつたとき。

三 第三十二条の規定による届出があつたとき。

四 第三十五条の規定により第二十三条第三項の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

五 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

六 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

七 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

八 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

九 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十一 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十二 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十三 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十四 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十五 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十六 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十七 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十八 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

十九 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十一 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十二 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十三 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十四 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

二十五 第二十九条の規定による請求を拒んだとき。

(報告の徴収)

第三十六条 登録講習機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、講習会に關し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定の種別の警備業務の実施)

第三十七条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、登録講習機関に対し、その業務の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 前号の書面の謄本又は原本の請求

3 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示した

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 報告の徴収

6 第二十九条の規定による請求

7 第二十九条の規定による請求

8 第二十九条の規定による請求

9 第二十九条の規定による請求

10 第二十九条の規定による請求

11 第二十九条の規定による請求

12 第二十九条の規定による請求

13 第二十九条の規定による請求

14 第二十九条の規定による請求

15 第二十九条の規定による請求

16 第二十九条の規定による請求

17 第二十九条の規定による請求

18 第二十九条の規定による請求

19 第二十九条の規定による請求

20 第二十九条の規定による請求

21 第二十九条の規定による請求

22 第二十九条の規定による請求

23 第二十九条の規定による請求

24 第二十九条の規定による請求

25 第二十九条の規定による請求

(立入検査)

の種別ごとに第二十三条第四項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

(書面の交付)

第十九条 警備業者は、警備業務の依頼者と警備業務を行う契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、当該契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 警備業者は、警備業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該警備業務の依頼者に交付しなければならない。

一 警備業務の内容として内閣府令で定める事項

二 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額

三 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 警備業務を行う期間

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

三 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額

四 警備業務を行う期間

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

三 警備業者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該警備業務の依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該警備業者は、当該書面を交付したもののみなす。

(苦情の解決)

第二十条 警備業者は、常に、その行う警備業務について、依頼者等からの苦情の適切な解決に

努めなければならない。

第九条第三項中「第六条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第八条中「行なうにあたつて」を「行うに當つて」に改め、同条を第十五条とする。

第七条を第十四条とする。

第三章 警備業務

第二章中第六条の三を第十三条とする。

第六条の二第二項中「に掲げる場合」を削り、「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第三項中「第五条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第一項中「第四条の二第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条第二項中「第四条の二第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に、

「第五条」を「第九条」に改め、同条第四項中「第五条第三号」を「第九条第三号」に改め、同条を

第五条の二を第十条とする。

第五条第一号中「第四条の二第一項第一号」を

「第五条第一項第一号」に改め、同条を第九条とする。

第四条の五を第八条とする。

第四条の四第四項中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第四条の二を第六条とする。

第四条の二第一項第二号中「及び所在地」を

「所在地及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」を加え、同条第四項中「第四条の四第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第五条とする。

下に「ご」と及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分を加え、同条第四項中「第四条の四第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第五条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二十六条関係)

科 目	施設及び設備
一 警備業務に	講義室
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二	

#### 関する法令

二 この法律その他警備業務に関する法令の概要に関する視聴覚教材

三 視聴覚教材を使用するため必要な設備

四 法令集その他の書籍

十六号)による大学において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

二 第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

一 第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

二 警備業務の実施の方法
一 講義室
二 訓練施設
三 護身用具
四 携帯用無線装置
五 警備業務用車両
六 金属探知機
七 エックス線透視装置
八 侵入検知装置
九 遠隔監視装置
十 交通誘導用器材

三 事故発生時の対処要領
一 講義室
二 訓練施設
三 護身用具
四 携帯用拡声器
五 応急救護用器材

備考 二の項の中欄第六号から第九号までに掲げる設備は、視聴覚教材をもつて代えることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の警備業法(以下「新法」という)第十八条の規定の適用については、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から六月を経過する日までの間は、同

第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行前に締結した警備業務を行う契約については、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の警備業法(以下「旧法」という)第四

条の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けて警備業を営んでいる者は、施行日から六月を経過する日までの間に、公安委員会に新法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあっては、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に限る。）を記載した届出書を提出しなければならない。

第五条 旧法第十一条の二の規定による検定に合格した者は、国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格したときは、新法第二十三条第一項の検定に合格した者とみなす。

第六条 旧法第十一条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証は、施行日から二年を経過する日までの間は、新法第二条第一項各号の警備業務の区分に係る新法第二十二条第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証とみなす。

第七条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 附則第四条の規定に違反して届出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十一條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第十八条、第十九条及び第二十二条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の項中「第四条の二第五項、第四条の四第二項、第五条第五項、第七条第二項、第二十二条第二項及び第六項（同条第六項については、第二十三条第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに第十一条の六第二項」を「第五条第五項、第七条第二項、第二十二条第二項及び第六項（同条第六項については、第二十三条第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）」、第二十三条第四項並びに「第四十二条第二項」に改める。